平成２４年（フ）第２６２号
鹿児島県鹿児島市伊敷８丁目21番20号　株式会社大田ベーカリー寮
債務者　甲斐　直哉
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２８４号
鹿児島県鹿児島市紫原７丁目９番５号　シャルルコーポ紫原103号
債務者　四元　博之
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２８７号
鹿児島県鹿児島市清水町15番８号
債務者　石原　佳奈
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２９８号
鹿児島県鹿児島市西伊敷３丁目35番21―24号
債務者　永井　幸周
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２７号
秋田県大館市比内町扇田字押切15番地43
債務者　佐藤　竜己
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第１２２号
長野県松本市村井町南４丁目20番８号　コーポアルプスＢ202
債務者　田中　恒行
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１２７号
長野県松本市南松本２丁目１番22―201号　アビタシオンラフィネ
債務者　大前　節子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１４６号
長野県安曇野市明科光256番地
債務者　宮嶋　利佳
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１５４号
長野県松本市女鳥羽１丁目４番４号、前住所長野県松本市大字笹賀5873番地４
債務者　田中　　豊
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第３７８号
京都市山科区小野御所ノ内町１番地38
債務者　池田　尚史
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８３０号
京都府宇治市五ケ庄福角１番地の１　市営住宅２棟104号
債務者　中江　正一
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８３７号
京都府綴喜郡井手町大字多賀小字東北組32番地　４号
債務者　田中　秀雄
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３８９号
兵庫県尼崎市東園田町４丁目147番地の28
債務者　徳山ひろみ
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４２６号
兵庫県尼崎市崇徳院３丁目９番地、前住所兵庫県尼崎市竹谷町３丁目112番地
債務者　佐々木賢治
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４７２号
兵庫県尼崎市武庫之荘６丁目３番25号
債務者　中山　史子
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第９０号
鳥取県鳥取市田園町１丁目282番地　市住Ｒ３―４
債務者　藤井志於子
1　決定年月日時　平成24年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４９号
愛媛県伊予郡砥部町麻生199番地11
債務者　宮内　信一
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５１号
愛媛県松山市久保394番地31
債務者　加藤　英雄
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　松山地方裁判所民事部